

令和7年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業審査及び申請相談等対応

業務委託の受託者公募に関する文書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う業務委託について、公募型プロポーザル方式の手続き開始を次のとおり公告する。

令和8年（2026年）5月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務の概要等

(1) 業務の目的

令和7年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業の実施にあたり、専門業者のノウハウ等を活用することで、申請書類審査及び申請相談等の効率的な実施を図る。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）10月31日まで

2 担当部署

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6（茨城県庁13階北側）

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援担当（担当：沢口）

T E L 029-301-3363

F A X 029-301-3370

E-mail shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

3 応募資格

茨城県内に本店、支店又は営業所等を有する法人であり、次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号または第3号の規定に該当する者でないこと。

- (6) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。
- (7) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。

4 スケジュール（予定を含む）

(1) 公募期間

公告の日から令和8年（2026年）5月21日（木）午後5時まで

(2) 応募申請書の提出期限

令和8年（2026年）5月21日（木）午後5時まで

(3) 辞退届の提出期限

令和8年（2026年）5月21日（木）午後5時まで

(4) 質問書受付期間

公告の日から令和8年（2026年）5月13日（水）午後5時まで

(5) 質問書回答日

令和8年（2026年）5月7日（木）以降順次

5 公募説明書及び様式等の入手場所

公募説明書及び提出書類の様式等は、次のいずれかの方法により入手することができる。

(1) 茨城県物品役務入札情報サービスからのダウンロード

ア URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

イ 期間

公告の日から令和8年（2026年）5月21日（木）午後5時まで

(2) 紙による交付

ア 場所

「2 担当部署」に記載の住所

イ 期間

令和8年（2026年）5月13日（水）午後5時まで

ただし、土日祝日を除き、いずれも、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

6 応募申請書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

本業務に係る応募申請書の提出を希望する者は、後述する「(2) 提出書類」に記載された書類を提出先に電子メールにて送付すること。

※データ容量が10MBを超える場合には、本県が運用する茨城県大容量ファイル交換システムにて送受信を行うため、予めその旨を申し出ること。

※企画提案書を提出した時は、電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出書類

下表に記載された書類を指定部数提出すること。

提出書類	様式	部数	備考
① 応募申請書	様式第1号	1部	
② 宣誓書	様式第2号	1部	
③ 企画提案書	様式第3号	1部	
④ 見積書	様式第4号	1部	様式の他に、単価内訳書（任意様式）を添付すること。
⑤ その他、添付資料	任意様式	1部	任意提出。会社のパンフレット等。

(3) 提出先

「2 担当部署」に記載のメールアドレス

(4) 提出期限

「4 スケジュール（2）応募申請書の提出期限」のとおり。

(5) 取り消し

応募申請の取り消しは、辞退届（様式第6号）を提出すること。

なお、辞退届の提出期限は、「4 スケジュール（3）辞退届の提出期限」のとおりする。

7 失格又は無効

下記のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 見積もり限度額を超えた見積額を提示した場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていない場合
- (6) その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

8 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 応募申請書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 実施計画書の提出は1者1回1案までとする。
- (4) 原則として提出された書類の差替、変更、再提出及び取消は認めない。
- (5) プロポーザルにおいて知り得た県の事業等の内容については、守秘義務を課する。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。
- (8) 応募申請書等に記載された担当職員は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (9) 説明書に記載のない事項において、疑義が生じた場合は別に定める。

- (10) 応募申請書等については、茨城県情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第 5 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。